

## 令和8年第5回野洲市農業委員会総会議事録

令和8年5月11日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和8年第5回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

### 委員

- |     |    |     |
|-----|----|-----|
| 1番  | 野洲 | 秀一  |
| 2番  | 針本 | 一春  |
| 3番  | 北中 | 良夫  |
| 4番  | 井上 | 輝子  |
| 5番  | 中濱 | 佳久  |
| 6番  | 橋本 | 高明  |
| 7番  | 森  | 恒仁  |
| 8番  | 田中 | 靖志  |
| 9番  | 角出 | 昇   |
| 10番 | 北浦 | 一宏  |
| 11番 | 木村 | 二郎  |
| 12番 | 市木 | 和雄  |
| 13番 | 米澤 | 博   |
| 14番 | 井狩 | 憲一  |
| 15番 | 辻  | 美智子 |
| 16番 | 島村 | 平治  |
| 17番 | 清水 | 稔   |
| 18番 | 山本 | 芳隆  |
| 19番 | 岩井 | 正男  |
| 20番 | 青木 | 章   |
| 21番 | 川東 | 静佳  |
| 22番 | 石塚 | 健一  |
| 23番 | 小森 | 喜一  |
| 24番 | 廣瀬 | 久雄  |
| 25番 | 山田 | 富男  |
| 26番 | 立入 | 三千男 |

## 欠席委員

無し

## 会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	専門員	川尻 康治
	主任	加藤 英高
農林水産課	主事	亀井 茜里

## 議長（会長）

それでは、只今から、令和8年第5回農業委員会総会を開会します。  
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は26名であります。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第20番 青木委員、第21番 川東委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第11号から議第14号の4議案を順次上程します。

先ず、議第11号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて議題とします。

事務局からの説明を求めます。

## 事務局

それでは、議第11号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は全部で3件でございます。議案書の1ページをご覧ください。  
まず1件目です。資料は別紙Aの1ページから2ページでございます。

高木 字 東ノ口●●●●番、登記地目・現況地目ともに 畑、面積173㎡について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。譲受人は、これまでも申請地の畑を農機具の保管場所として利用されており、申請地を引き受けることとなりました。

一方、譲渡人は、勤務の都合により、適切な営農活動ができておらず、今後も営農活動が困難であるとの判断から農地を売却したいとの思いを持たれており、今般、双方の了承が得られたことから、申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に2件目、資料は別紙Aの3ページから4ページでございます。

北 字 野口●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積2,005㎡について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、本件の土地を耕作しており、今後も耕作を続ける予定であったことから、引き受けることとされました。

一方、譲渡人は、今後も同様に耕作を続けていただきたいとのことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えま

す。

次に3件目、資料は別紙Aの5ページから6ページでございます。

北 字 常長 ●●●●番、登記地目・現況地目ともに田、面積1,415㎡について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、譲渡人が県外へ転居されることを受け、申請地を耕作、管理する意思があったことから引き受けられました。

一方、譲渡人は、譲受人に耕作や管理をしてもらえるよう希望されており、売買により所有権を移転したいとの思いから、今回の申請に至っています。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第23番 小森委員お願いします。

小森委員

第23番 小森です。

私からは高木の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は、勤務の都合もあり、適切な営農活動ができていない状況ではございません。

そこで、土地の一角を農機具の保管場所として利用されている譲渡人に、譲渡したい意思を伝えたところ、了承いただいたとのことでした。

一方、譲受人は、農機具の保管場所として利用させてもらっていたところ、今般、譲渡人より、土地の売却についての意向を受け、引き受けることとなりました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第 18 番 山本委員お願いします。  
案件 2 件の説明を一括でお願いします。

山本委員

第 18 番 山本です。  
私からは 北 の 案件についてご説明いたします。  
ただいま事務局の説明があったとおり、1 件目について譲渡人は、本件の土地を譲受人に耕作をしてもらっており、今後も同様に耕作を続けていただきたいとのことから売買の提案をされました。  
一方、譲受人は、土地の売却の意向を受け、今後も耕作を続ける予定であったことから、引き受けることとなりました。  
2 件目について、譲渡人は、本件の土地を譲受人に耕作をしてもらっており、この度、県外へ居住を移されることとなったことから、譲渡されることとなりました。  
一方、譲受人は、土地の売却の意向を受け、現在も耕作していることから、引き受けることとなりました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第 11 号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 11 号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第 11 号は、許可することに決定いたしました。

次に、議第 12 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議題12号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は1件でございます。議案書の2ページをご覧ください。

資料は別紙Aの7ページから9ページでございます。

井口 字 新開●●●●の一部、登記地目・現況地目ともに、畑、面積273㎡のうち0.18㎡

井口 字 新開●●●●の一部、登記地目・現況地目ともに、畑、面積195㎡のうち0.14㎡ 合計0.32㎡ について、申請人 ●●●● 氏から、営農型発電設備の支柱部分に該当する0.32㎡を一時転用するため申請が提出されています。

この案件につきましては、令和3年3月10日から令和6年3月9日までを期間として一時転用の許可を行っていましたが、現在許可期限切れとなっていることから、今回の申請に至ったものです。申請者からは顛末書が提出され、今後は農地法を理解し遵守することを確約されています。

営農型発電設備につきましては、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備等を設置するものですが、下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められる場合は一時転用許可を行うことが可能となります。

当該農地につきましては、引き続き、原木による生しいたけを栽培される計画です。

転用許可期間は、許可日から3年間の、一時転用となります。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は、別紙Aの7ページの記載のとおりです。

申請地は農業振興地域内にある農用地区域外の農地、所謂、白地農地です。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第10番 北浦委員お願いします。

北浦委員

第10番 北浦です。

井口 の 案件についてご説明いたします。

発電設備の下で椎茸の原木を置き育てられています。椎茸の栽培には軽く採水される程度であり、また申請地の雨水排水につきましては、下部は農地のままであることから地下浸透しており、これまでから問題は生じていません。

また、周辺農地における日照、通風等に支障は生じておらず、これまでからも周辺農地の所有者等からも指摘はありませんが、顛末案件であることから、今後も、草刈等を行い、適正な農地の管理に努めるよう伝えております。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）

続きまして、4月総会終了後に、本件について農地部会が開催されましたので部会の意見を求めます。

島村農地部会長は当日欠席でしたので、委員第6番 農地副部会長橋本委員をお願いします。

橋本委員

第6番 橋本です。

令和8年野洲市農業委員会第1回農地部会の会議結果についてご報告いたします。

今回提案された1件と、議第13号で審議します1件と合わせ、計2件の営農型発電設備に伴う一時転用について、これまでの経過を踏まえた今後の対応について審議を行いました。

両案件ともに許可期間切れとなっていることから、改めて一時転用の申請があったものですが、国の示すガイドラインに基づき、「営農計画書等」が提出されており、資料の一つとして「顛末書」、「下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書」また「撤去費用を負担することの誓約書」も添付されていることを農業委員会事務局の職員より説明を受けました。

委員より、提出書類等に不備がなければ、転用を許可することは可能であるが、これまで数年間、違反転用状態であったという事実を含め、1年に1度の報告書の提出を待つだけでなく、半年に1度程度は現地の状況を確認し、計画書どおり営農できているか確認し、出来ていなければ指導を行うべきであるとの意見がありました。

これを受け、農業委員会事務局からは、意見区域の農業委員の協力を得て、営農状況を確認に努めていきたいとの申し出を受けました。

以上の意見等を踏まえ、農地部会としましては、「定期的に現地確認を行い、「誓約書」が遵守できていない場合は、直ちに農業委員会より是正指導を行う必要がある」との意見を付すことを確認しました。

以上が、農地部会での審議結果報告です。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございますか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議第 12 号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第 12 号は許可することに決定いたしました。

次に、議第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、  
を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議題 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は 8 件です。議案書の 3 ページから 5 ページをご覧ください。

資料は、別紙 A の 10 ページから 40 ページでございます。

1 件目でございます。議案書の 3 ページをご覧ください。

資料は別紙 A の 10 ページから 13 ページでございます。

辻町 字 将軍ノ辻●●●●番、登記地目・現況地目 ともに田、面積 6 4 1 m<sup>2</sup>

辻町 字 将軍ノ辻●●●●番、登記地目・現況地目 ともに田、面積 2 0 4 m<sup>2</sup>

辻町 字 木船●●●●番、登記地目・現況地目 ともに田、面積 1,8 9 7 m<sup>2</sup>、合計 2, 7 4 2 m<sup>2</sup>について、

譲渡人 ●●●● 氏と、譲受人 ●●●● 氏とのあいだで、資材置場とするため、売買による所有権移転の申請があったものです。

譲受人は、近江八幡市に本社を有しており、近江八幡市馬淵町に、約 2, 1 0 0 m<sup>2</sup>の資材や

重機を置く資材置場を有しております。

この度、業務の拡大に伴い、野洲方面で建設用車両や資材置場が必要となったことから、今回の申請をされたものです。

別紙Aの10ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、水道管等が2種類以上埋設する道路の沿道の区域で、500m以内に2つの公共施設 野洲図書館、野洲市健康福祉センターがあるため、第3種農地と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの11ページの位置図をご覧ください。

申請地は赤色で着色している部分で3筆となります。

別紙Aの12ページの造成計画平面図をご覧ください。

申請地の西側に位置する地番410との境界沿いには水路があり、土地の雨水は自然浸透と合わせて西側の水路に流下され、周りの農地には影響はないものと考えます。

別紙Aの13ページは断面図です。

農地は良質土により周りの高さまで盛土され整備される計画となっています。

次に2件目、資料は別紙Aの14ページから17ページでございます。

永原 字 高野田●●●●番、

登記地目 田、現況地目 畑、面積331㎡について、

貸人 ●●●● 氏と、借人 ●●●● 氏とのあいだで、自己用住宅とするため、転用および使用貸借による申請があったものです。

借人は、●人暮らしで現在の住まいが手狭になってきたことから、一戸建住宅の建設が可能な土地を探しておられ、今般、実家が徒歩圏内と近く、育児援助が期待でき、また将来の親の介護等もできる本件土地との話がまとまったことから申請されたものです。

別紙Aの14ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種農地と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの15ページの位置図をご覧ください。

申請地は赤色で着色している1筆です。

別紙Aの16ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請地の南西には市道市三宅小南線と接道し、北側は住宅地、南・西側には水路が走っており、申請地は農地とは面していない土地となります。

別紙Aの17ページは横断図です。敷地は切土および盛土により整備され、雨水は水路（U字溝）により排水される計画となっております。

次に3件目、資料は、Aの18ページから20ページでございます。

乙窪 字 里ノ内●●●●番、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積358㎡

乙窪 字 里ノ内●●●●番、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積159㎡について、譲渡人 ●●●●氏と、譲受人 ●●●●氏とのあいだで、露天資材置場とするため、転用および売買による所有権移転の申請があったものです。

譲受人は、申請地の近くで事業を営んでおり、昭和60年頃から、資材置場として借りていましたが、今後も引き続き使用することから売買による所有権移転の手続きを進められていたところ、農地法による必要な手続きができていないことが判明したので申請をされたものです。

申請に際しましては、農地法に関する認識不足であったこと、今後は適切に法令順守する旨の顛末書が提出されており、顛末案件として受けております。

別紙Aの18ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種農地と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの19ページの位置図をご覧ください。

申請地は赤色で着色している2筆です。

別紙Aの20ページの土地利用計画図をご覧ください。

2筆を重機や、資材置場として利用されており、隣地には農地が無い状況となっております。

次に4件目、資料は別紙Aの21ページから24ページでございます。

議案書は4ページです。

堤 字 築ノ爪、登記地目●●●●番、現況地目ともに畑、面積84㎡ 譲渡人●●●●氏

堤 字 築ノ爪●●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積125㎡ 譲渡人 ●●●●

● 氏  
堤 字 築ノ爪●●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積 1 4 1 m<sup>2</sup> 譲渡人 ●●●

● 氏  
堤 字 築ノ爪●●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積 1 6 7 m<sup>2</sup> 譲渡人 ●●●

● 氏  
堤 字 築ノ爪●●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積 3 4 3 m<sup>2</sup> 譲渡人 ●●●

● 氏  
堤 字 築ノ爪●●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積 1 8 4 m<sup>2</sup> 譲渡人 ●●●

● 氏 計 6 名 6 筆 合計 1,0 4 4 m<sup>2</sup>について、譲渡人と譲受人●●●● 氏とのあいだ

で、電気資材置場とするため、転用および売買による所有権移転の申請があったものです。譲受人は、大津市に本社を有し、発電事業に係る業務を行っておられますが、県内の既存事業所で発電用ケーブルなどの電気資材を置ける空き地がなく、日ごろの施設維持、修繕に係る電気資材の置き場を探しておられました。

そこで、既存事業所の大津市和邇中から比較的近い申請場所を選定され、譲渡人との話がまとまったことから本件の申請に至っています。

別紙Aの 21 ページの調査表をご覧ください。

農地法第 5 条第 1 項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅が連坦した区域に近接し、かつ、申請地が東側の農地と水路で分断されている農地であることから、第 2 種農地と判断しております。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの 22 ページの位置図をご覧ください。

申請地は赤色で着色している 6 筆です。

別紙Aの 23 ページの土地利用計画図と 24 ページの計画断面図をご覧ください。

図面左に畑作や図面下に野洲川下流土地改良区の水路がありますが、境界沿いにはフェンスとU形側溝を設置し、雨水は水路に排水される計画となっています。また、盛土する法面部分は雑草や土砂流出を防止する為に張りコンクリートをされる計画となっており、周辺農地には影響がないものと考えております。

また、図面右側の地番●●●●番の農地については、

令和 6 年 12 月 10 日に第 3 条第 1 項の規定により、許可をしている農地であります。

当時の譲受人は、会社退職後の仕事として農作業耕作等をするとこのことで農地を所有されていますが、地形的にも継続して耕作するには、難しい土地であったと考え、事務局としましても当該地を含めた一体開発のための転用は、やむなしと考えております。

次に5件目、資料は別紙Aの25ページから29ページでございます。  
議案書は4ページです。

三上 字 山寺●●●●番 登記地目・現況地目ともに 田、面積1,857㎡  
三上 字 山寺●●●●番 登記地目・現況地目ともに 田、面積595㎡  
三上 字 山寺●●●●番 登記地目・現況地目ともに 田、面積229㎡ 合計2,681㎡について、譲渡人●●●●氏と、譲受人●●●●氏とのあいだで、露天駐車場とするため、売買による所有権移転の申請があったものです。

譲受人は、本申請地の三上に本社を有しており、申請地は、本社とも近く、また、国道にも面していることから、事業拡大に伴い、露天駐車場として利用しようとするものです。

別紙Aの25ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。  
申請地の農地区分については、住宅が連坦した区域に近接し、かつ、申請地が西側の農地と水路で分断されている農地であることから、第2種農地と判断しております。  
その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの26ページの位置図をご覧ください。  
申請地は赤色で着色している3筆で、開発区域は、緑色の点線で囲まれた区域となります。  
開発区域で、一部着色が無い白色は、雑種地と平成14年に農地転用済みとなり、今回の申請とは対象外の箇所となります。

別紙Aの27ページの土地利用計画図をご覧ください。  
大型トラックの駐車場、従業員用駐車スペース、足場等建材資材置場として利用される予定です。

別紙Aの28ページの造成及び雨水排水計画図をご覧ください。  
雨水排水は、図面の上、左側になる北側に流下され、油水分離槽を設け排水されます。また計画地は良質土での盛土により外周はL型擁壁を設置し土留めすることで隣接する周辺農地には、影響がないものと考えております。

次に6件目、資料は別紙Aの30ページから33ページでございます。  
議案書は5ページです。

菖蒲 字 杜若●●●●番、登記地目 宅地、現況地目 畑、面積 4 5 4 . 6 5 m<sup>2</sup>について、譲渡人●●●● 氏と、譲受人●●●● 氏とのあいだで、漁業者用住宅とするため、売買による所有権移転の申請があったものです。

譲受人は、琵琶湖で漁業をしており、申請地が琵琶湖から近隣の土地であるため、利便性を考慮し申請地を選定されたとのこと。

別紙Aの30ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種農地と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの31ページの位置図をご覧ください。

申請地は赤色で着色している1筆です。

別紙Aの32ページの土地利用計画図をご覧ください。

雨水排水は、北側へ排水します。また、申請地は道路と宅地に挟まれた場所のため、近接地に農地は無い状況となっております。

次に7件目、資料は別紙Aの34ページから35ページでございます。

議案書は5ページです。

南櫻 字 高樋●●●●番、登記地目、現況地目 ともに田、面積 1,129 m<sup>2</sup> 譲渡人 ●●●● 氏

南櫻 字 高樋●●●●番、登記地目、現況地目 ともに畑、面積 34 m<sup>2</sup> 譲渡人 ●● ●● 氏

南櫻 字 高樋●●●●番、登記地目、現況地目 ともに田、面積 427 m<sup>2</sup> 譲渡人 ● ●●● 氏

南櫻 字 高樋●●●●番、登記地目、現況地目 ともに田、面積 744 m<sup>2</sup> 譲渡人 ●●●● 氏

南櫻 字 高樋●●●●番、登記地目、現況地目 ともに田、面積 650 m<sup>2</sup> 譲渡人 ● ●●● 氏

南櫻 字 高樋●●●●番、登記地目、現況地目 ともに田、面積 1,288 m<sup>2</sup> 譲渡人

●●●● 氏

計4名6筆 合計4,272㎡について、譲渡人と譲受人●●●● 氏とのあいだで、太陽光発電設備とするため、転用および売買による所有権移転の申請があったものです。譲受人は、大津市に本社を有しており、滋賀県を中心に約50箇所の太陽光発電設備を整備されており、本開発地以外にも事業用地の検討をされましたが、申請地は一定規模以上の土地が確保でき所有者との合意も得られ、太陽光発電にも条件が整った環境であったため、申請されたものです。

別紙Aの34ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連坦している区域内にある第3種農地と判断しております。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの35ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で着色している6筆です。

別紙Aの36ページの計画平面図をご覧ください。

事業内容としては、太陽光パネル860枚を設置され、敷地外周には、高さ約1.5mのフェンスを設置されます。

排水については、図面右上の雨水桝へ集水し、水路へ排水されます。

別紙Aの37ページの断面図をご覧ください。

隣接する農地との境界は、コンクリートブロックでの土留めとフェンスを設置し、計画地は良質土により盛土され整備されます。

次に8件目、資料は別紙Aの38ページから40ページでございます。

議案書は5ページです。

永原 字 白貝 ●●●●番の一部 登記地目 田、現況地目 畑、面積1,077㎡の内、7.14㎡について、借人●●●● 氏とのあいだで、営農型発電設備として利用するため、使用貸借による一時転用の申請があったものです。

この案件につきましては、令和元年7月21日から令和4年7月20日までを期間として一時転用の許可を行っていましたが、現在許可期限切れとなっていることから、今回の申請に至ったものであり、申請者からは顛末書が提出され、今後は農地法を理解し遵守することを確約されています。

先程、井口の営農型発電設備の案件で説明した内容と同様ではございますが、農地に支柱

を立てて上部空間に太陽光発電設備等を設置するものですが、下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められる場合は一時転用許可を行うことが可能となります。

当該農地につきましては、引き続き、原木による生しいたけを栽培される計画です。

転用許可期間は、許可日から3年間の、一時転用となります。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は、別紙Aの38ページから40ページの記載のとおりです。

申請地は農業振興地域内にある農業地区の農地、所謂、青地です。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第22番 石塚 委員お願いします。

石塚委員

第22番 石塚です。

辻町 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人は、近江八幡市に本社を有しており、近江八幡市馬淵町に、約2,100㎡の資材や重機を置く資材置場を有しております。

この度、業務の拡大に伴い、野洲方面での工事が増え、資材置場が必要となったことから、本件土地を転用しようとするものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第17番 清水 委員お願いします。

清水委員

第17番 清水です。

永原 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり借人の●●●●氏は、自己用戸建て住宅を建設できる用地を探しておられたところ、叔父である貸人の●●●●氏が所有する農地が適地と考えられ、今回の申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第24番 廣瀬 委員お願いします。

廣瀬委員

第24番 廣瀬です。

乙窪 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人の土地は、昭和60年頃から、休耕地となっており、譲受人の父の●●●●に資材置場として、貸されておられました。本来であれば、事前に農地法の許可を受けた後に転用すべきところ、農地法に関する認識不足により、現在に至っているとのことです。

一方、譲受人は、すでに資材置場として利用しており、今後も使用する予定であることから、買取されるとのことです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第5番 中濱 委員お願いします。

中濱委員

第5番 中濱です。

それでは4点目の案件の 堤 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人は、発電事業に係る業務を行っておられ、既存事業所の大津市和邇中から比較的近い申請場所を選定されたとのことです。

申請場所は、道路から下がったところにあり、高低差もあり、耕作が大変しにくい土地であり、今回このようなお話があって、申請に至ったとのことです。

今回の案件に対しまして3点確認をさせていただいております。

A23 ページの地図をご覧いただきたいのですが、県道菖蒲線に接道しており、今回の申請地は黄色で囲われているところでありまして、道路と申請地の間に企業庁の土地が入っておりまして、その土地の借用ができるのかどうか確認をしており、借用ができることを申請

者に確認を取っております。

また、6筆農地を申請されておりますが、一番右の農地 ●●●●氏の土地があり、令和6年12月に堤の方から農地法第3条申請で●●●●氏が買取りされております。以前は3年3作の規定がありましたが、1期は畑として作って下さってであろうとのことで、事務局と相談して問題ないだろうと判断しております。

もう1点が、最初に相談に来られた際は、ここの土地を系統用蓄電池事業として活用したいと相談があり、系統用蓄電池事業とは、電線から電気を引っ張って、蓄電池に貯めて、安い時に蓄電し、高い時に売電するといったもので、そのようなお話を聞きました。ただ、法律が変わりまして、以前だと申請者も参入することができましたが、電気事業者でないと設置できないと法律が変わり、今回変更されて自社の電気資材置き場にしたいとお話になりました。ただ、和邇中と比較的距離があるので、管理をしっかりとやってくださいとお話をしました。

申請者から、まずは電気資材置き場として活用するが、並行して、他の企業で採択いただいで系統用蓄電池事業を進めていきたいとの思いを持っていると聞きました。

それについては、市民に説明ができていますかと聞いたところ、自治会長等には今後そのような変更もあり得ると説明したと確認を取っております。

以上のとおり、心配な点もあったのですが、確認を取って問題ないと判断させていただきました。

皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長（会長）

第12番 市木 委員 お願いします。

市木委員

第12番 市木です。

三上 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人は、本申請地の三上に本社を有しており、申請地は、本社とも近く、また、国道にも面していることから、事業拡大に伴い、露天駐車場として利用しようとするものです。

隣地者の承諾書は何れも頂かれておられません、住民の声を反映し、当初計画の土場から、図面のとおりに露天駐車場と足場等資材置場に変更されており、周辺の営農環境へ配慮されていると考えます。

皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長（会長）

第15番 辻 委員お願いします。

辻委員

第15番 辻です。

菖蒲 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人の●●●●氏は、琵琶湖で漁業をされており、申請地が琵琶湖から近い土地であるため利便性を考慮し、申請地を選定されたということです。

また、雨水排水について、申請地は近接地に農地が無いため問題ないものと考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第20番 青木 委員お願いします。

青木委員

第20番 青木です。

南櫻 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人は、大津市に本社を有しており、県内でも多数太陽光発電施設を設置されているということです。

申請地は、日当たりもよく、太陽光発電に最適な条件が整った環境であると伺っております。

また、隣地の農地との境界には、コンクリートブロックを積み、その上にフェンスを設置されます。また、雨水についても敷地南側が高く、北側へ排水する計画をされており、問題ないものと考えております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第17番 清水 委員お願いします。

なお、農地部会からの報告を議第12号で報告いただいていることから、此度は割愛させていただきます。

清水委員

17番 清水です。

永原 の 案件についてご説明いたします。

これまでから、発電設備の下で椎茸の原木を置き育てられてきましたが、設置した太陽光パネルと隣接農地とは離隔距離が確保されており、また、申請地の雨水排水については、下部は農地のままであることから地下浸透しており、これまでから問題は生じていません。

また、周辺農地における日照、通風等に支障は生じておらず、これまでからも周辺農地の所有者から等からも指摘はなく、以前は収穫量にバラツキはあったものの、一定の収量がありました。

現在は、草刈を行われており、柵木については整然と並べられていますが、顛末案件であることから、代理人より、適正な農地の管理に努めるよう伝えております。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

第3番 北中委員

議事番号6の菖蒲の件について、登記地目が宅地で、現況地目が畑について、第5条申請になるのかどうか。よく屋敷畑があると思いますが、それは第5条申請が不要でよかったですよ。

事務局

現況地目（課税地目）が畑でありましたら、本申請のとおり第5条申請が必要となります。屋敷畑については、宅地と判断されることから申請は不要です。

第5番 中濱委員

説明の中で、課税地目が畑と説明があったが、そのような課税の仕方はあるのかどうか。

事務局

農業委員会としては、8・1調査と併せ、税務納税課の課税地目を参考にして現況地目を判断しており、本申請地は畑作が可能な農地として判断しております。

第5番 中濱委員

市内に屋敷畑がたくさんあると思うが、これは転用を出す必要があるのではないか。

事務局

敷地の中で、一部畑がある場合は屋敷畑と判断しますので転用を出してもらう必要はございません。

第5番 中濱委員

昔に家屋が建っていて、更地にして畑をした場合は、現況を確認されて課税地目を畑と判断されるほど、市は丁寧な課税をしているのか。

事務局

課税は税務納税課の所掌事務のため、申し上げられませんが、現況を確認して農地判断をしております。

第5番 中濱委員

登記地目が宅地で、家を壊して畑として土地を活用した場合、市に申請をすれば農地として課税してもらえるのかどうか。

事務局

現況課税のため、今後も畑として利用されるのであれば、そのような課税になると考えます。

第12番 市木委員

登記地目が宅地で現況が畑となっていることから、手続きをされるとのことによかったですね。

事務局

地目を登記上は変更する必要がありませんが、農地法上、転用の手続きが必要なため審議いただいています。

第12番 市木委員

申請者は農地法上の手続きが必要と判断して、申請されてきたのかどうか。

事務局

建築確認などで建築住宅課へ相談に行かれた場合も、関係各課で情報を共有することになっており、農地法上問題がないかどうか確認が必要として相談に来られております。

第19番 岩井委員

建築確認から相談があったのか、それとも農業委員会へ直接相談に来られたのかどうか。

事務局

本案件は、漁業者の自己用住宅として建築をされることから、建築住宅課を通じて農業委員会へ相談に来られております。

第19番 岩井委員

登記地目が宅地、課税地目が畑について、同様の件が市内でもあると思いますが、理解するためきちっと説明いただけませんか。

事務局

税務納税課の所掌事務になりますが、同一敷地内で、建物が建っており、その敷地の一部分だけが農地としてある場合は、宅地としてみなしているため課税は宅地と判断していると思われます。

第19番 岩井委員

登記地目が宅地で、課税地目が畑について、その課税地目が農地であると、税務納税課もしくは農業委員会で現地確認をされるのか、もし、個人の申告制だった場合は、住民に対して

通達が必要でないか。

議長（会長）

皆さまから様々な意見を頂戴しておりますので、次回の総会で報告いただくとのことよろしいでしょうか。それでは、事務局より報告いただきます。

13番 米澤委員

議事番号8番について、議案書と調査票について相違があるがどちらが正しいのかどうか。

事務局

議案書の譲受人と譲渡人、面積が正しく、調査票が誤っております。この場で訂正を申し上げます。

第26番 山田委員

1反ほどの畑があったんですが、番地が少しでもかかっていた場合は分筆する必要があると、分筆したら畑と判断しますと税務納税課より説明がありましたので、先ほどの菖蒲も同様でないかと考えております。確認ください。

第5番 中濱委員

議事番号3番について、A20 ページについて、番地の●●●●番は宅地でよろしいでしょうか。

事務局

宅地です。

第5番 中濱委員

議事番号5番について、平面図で白抜きになっているのは、農地転用済みとなっているが、白抜き部分が農地転用済みとのことか。

事務局

708 番、709 番の 2 筆が農地転用済みで、斜めの白抜き部分は、もともと雑種地であったため、農地転用不要の筆となります。

議長（会長）

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議第 13 号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 13 号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第 13 号は許可することに決定いたしました。

次に、議第 14 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。本議題につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができませんので、利害関係者は議事に参与することができないということです。貸借関係の方につきましてはご退席をしていただきます。第 12 番 市木委員、第 14 番 井狩委員、第 18 番 山本委員、第 19 番 岩井委員、23 番 小森委員に退席を求めます。

【委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の 6 ページをお願いいたします。資料は別紙 B でございます。

それでは、「議第 14 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」をご説明いたします。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 号第 3 項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、市長から提出されたものです。

内容は別紙Bの明細書のとおりです。

農地中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、Bの1から3ページの一括方式、87筆155,760㎡と、4ページの機構から受け手（耕作者変更）の5筆15,544㎡の合計92筆171,304㎡です。

所有権移転されるのは、Bの5ページでございます  
合計3筆10,640㎡です。

事務局からの説明は以上となります。

**議長（会長）**

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
それではこれより議第14号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号を意見なしとして原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって、議第14号は議案どおりと決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた、市木 委員、井狩 委員、山本 委員、岩井 委員、小森 委員に報告いたします。

只今議題になっております、議第14号は、議案のとおり決定いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

**事務局**

それでは、「報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について」  
をご説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

案件は1件です。

資料は別紙Aの41ページでございます。

市三宅 字 新開●●●●番、登記地目 田現況地目 畑、面積 234㎡について、その  
内148.31㎡について、届出人 ●●●● 氏から、農業用倉庫するため、農地転用の  
届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、  
を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」  
をご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。

案件は3件です。

まず1件目、資料は別紙Aの42ページでございます。

西河原 字 五丁目●●●●番、登記地目・現況地目 とともに畑、面積 185㎡について、  
譲渡人 ●●●● 氏と、譲受人 ●●●● 氏とのあいだで、住宅地造成とするため、農

地転用の届出があったものです。

次に2件目、資料は別紙Aの43ページでございます。

西河原 字 五丁目●●●●、登記地目・現況地目 ともに畑、面積 185㎡について、譲渡人 ●●●● 氏と、譲受人 ●●●● 氏とのあいだで、住宅地造成とするため、農地転用の届出があったものです。

次に3件目、資料は別紙Aの44ページでございます。

小篠原 字 大橋 ●●●● 登記地目 田現況地目 宅地、面積 331㎡について、譲渡人 ●●●●、●●●● 氏と、譲受人 ●●●● 氏とのあいだで、露天駐車場とするため、農地転用の届出があったものです。

なお、こちらについては譲渡人より太陽光発電設備が設置されていたこと、またそれを撤去し既に更地に行っていることについて顛末書が提出されております。

事務局からの説明は以上となります。

#### 議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第12号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の報告について を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

#### 事務局

令和8年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

議案書は9ページ、内容は別紙Cとなりますのでご覧ください。

農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動と、その透明性を確保するため、同法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

本市におきましても、令和4年度から最適化活動の目標の設定等を行い、その内容について公表を行っております。

目標については、毎年度、設定することが必要であり、令和8年度の最適化活動の目標の設定等の作成を行い、滋賀県農業会議にも事前に意見照会を行っております。

別紙Cの「令和8年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

1ページは農業委員会の状況としまして、現在の体制や市内農家・農地の概要となっております。

( )の朱書きの数字は、昨年度の数値を記載しております。

2ページおよび3ページでは、最適化活動の目標となっております。

主な内容といたしましては、担い手への農地利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に関する目標を設定することの他、委員の活動日数の目標を示す内容となっております。

なお、令和8年度の委員の活動日数の目標は、昨年度と同様、8日で設定させていただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

報告が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

第8番 田中委員

農地の集積のところの数値ですが、昨年度よりも面積が減って、集積率が下がっておりますが、この原因は何か。

事務局

昨年度は84.2%と数字を挙げておりますが、出作地の数値を含めて計上しており、これを含めない数値を挙げさせていただいております。

第8番 田中委員

どこかにこれを記載しておかないと数値が変わる理由が分からないので、記載する必要があるのではないか、事務局で検討願います。農地面積はこのとおりでよいかどうか。

事務局

間違いございません。

昨年度に限って出作地の数値を含めてしまったとのことです。

第5番 中濱委員

昨年度の正しい数値を伺いたい。

事務局

「これまでの集積面積欄」が1,870、「集積率」は83%が本来の正しい数値となります。

第8番 田中委員

赤字の部分は公表する部分には出ないかどうか。

事務局

公表されません。

第8番 田中委員

昨年度のものを訂正できないか出来る方法が無いか検討いただけないか。

事務局

検討します。

議長（会長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第5回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 11:05

上記の会議の顛末を記載し、ここに相違ないことを証するために、署名する。

令和 年 月 日

会長

---

委員

---

委員

---